

令和 7 年度（2025 年度）

事業報告

2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



目次

大項目	中項目	小項目	頁
索引等			1
はじめに			1
事業環境			2
公益目的事業 の実施状況	1.ドーピング検査	(1) ドーピング検査の実施	3
		(2) ドーピング検査員の養成	4
		(3) 分析機器等の整備	4
		(4) インテリジェンス体制の運用	4
	2.教育	(1) 戦略計画推進のための教育推進会議開催	5
(2) 2026年ミラノ・コルティナ大会に向けた教育		5	
(3) 加盟団体による教育年間計画推進の支援		5	
(4) スポーツの価値およびアンチ・ドーピング研修会の実施		5	
(5) 競技大会における教育の実施		6	
(6) クリーンスポーツEducator制度の運用		6	
(7) 教材の拡充		6	
(8) 使用可能薬判定システム（Global DRO）の利用促進		7	
(9) 医療従事者に対する情報提供		7	
3.調査・研究開発	(1) ドーピング検査技術研究開発	7	
	(2) ドーピング検査手法の実効性確保	8	
4.国際的な活動	(1) PLAY TRUE 2020 SFTレガシー継続、スポーツの価値の展開	8	
	(2) 教育パッケージの世界的な展開	8	
	(3) アジア・オセアニア地域に対するアンチ・ドーピング体制・活動支援	9	
	(4) 国際機関の委員会活動等への貢献	10	
	(5) その他の国際貢献活動に係る連携等	10	
5.付帯活動（各事業に関連する横断的な活動）	(1) 2027年規程改定にかかる国内コンサルテーション	10	
	(2) 第36回日本臨床スポーツ医学会学術集会	10	
	(3) アンチ・ドーピングカンファレンスの開催	11	
	(4) アンチ・ドーピングムーブメントのロゴ・スローガン"FAIR PRIDE"の活用強化	11	
	(5) WADAキャンペーン「Play True Day 2025」における加盟団体との連携取り組み	11	
	(6) 専門委員会の活動	11	
収益事業 の実施状況	公認スポーツファーマシストの養成		12
法人の管理・ 運営	1.当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組	(1) 機関運営および意思決定の状況	13
		(2) 基盤整備および環境変化への対応	13
	2.会計基盤の整備	(1) 新たな財務規律への適合	15
		(2) 事業環境の変化への適合	15
3.今後の課題と展望		15	
4.事業報告に記載することが予定された事項		16	
法人の概要	1.定款に定める目的および事業内容		16
	2.主たる事務所の所在地		16
	3.役員等の状況		17
	4.職員の状況		17
	5.加盟団体に関する事項		17

略式表記

以下、本書において使用する名称・呼称・用語は次のとおり略式表記する。

名称・呼称・用語	略式表記
団体等	
世界アンチ・ドーピング機構	WADA
国内アンチ・ドーピング機関	NADO
地域アンチ・ドーピング機関	RADO
国際検査機関 (International Testing Agency)	ITA
国際競技連盟 (International <Sports> Federations)	IF
独立行政法人日本スポーツ振興センター	JSC
公益財団法人日本オリンピック委員会	JOC
公益財団法人日本スポーツ協会	JSPO
公益財団法人日本パラスポーツ協会	JPSA
日本パラリンピック委員会	JPC
国際ワールドゲームズ協会 (International World Games Association)	IWGA
一般社団法人大学スポーツ協会	UNIVAS
公益財団法人全国高等学校体育連盟	高体連
公益財団法人日本中学校体育連盟	中体連
株式会社 LSI メディエンス	LSIM
一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構	J-Fairness
専門用語等	
検査及びドーピング調査に関する国際基準 (International Standard for Testing and Investigations)	ISTI
教育に関する国際基準 (International Standard for Education)	ISE
ドーピング検査員 (Doping Control Personnel)	DCP
登録検査対象者リスト (Registered Testing Pool)	RTP
治療使用特例 (Therapeutic Use Exemption)	TUE
スポーツ・フォー・トゥモロー (SPORT FOR TOMORROW)	SFT

はじめに

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、安全かつ公正な環境のもとでスポーツに親しみ、楽しみ、またはそれを支える活動に参画する機会の確保は、スポーツ基本法が求める基本理念である。

ドーピングは、アスリートに重大な健康被害をもたらすことはもとより、スポーツに親しみ、楽しみ、他者を尊重する等の「スポーツの価値」を根本から損ねる、社会的な問題である。

2018年10月に施行された「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」においては、2025年の改正および施行を通じて、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進、ドーピング検査における公平性、及び透明性を確保しつつ、スポーツにおけるフェアネスの確保を目的として、関係機関が相互に連携しながら遂行することが要請されている。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「当機構」という。）は、ドーピングのない

公正・公平な条件のもとにスポーツに取り組むという、アスリートの基本的な権利を擁護することのみならず、スポーツの振興および健全な発展に寄与するという使命および社会的意義を認識し、J-Fairnessをはじめとする関係団体と連携しつつ、その目的を達成すべく、アンチ・ドーピング活動を展開している。

< 事業環境 >

ロシアの組織的アンチ・ドーピング規則違反以降、WADA は、署名当事者に対する規程遵守状況モニタリングおよび監査対応を強化している。

我が国においては「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が2018年10月1日に施行され、また同法律を受け、総合的な施策推進に係る方針をまとめた「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が2019年3月に制定された。さらに、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、スポーツ基本法および同法は2025年9月に一部改正され、スポーツにおける公正性およびフェアネスの確保、ならびに関係機関の連携の重要性が、あらためて制度上明確化された。

2018年8月のWADA監査における改善勧告を背景として、ドーピング検査立案過程における独立性ならびに中立性が担保された検査財源確保のため、J-Fairnessが設置された。同機構のもとに設置されたアンチ・ドーピング体制審議委員会が年間の基本方針を策定し、この方針に基づいて当機構が競技団体や公的機関からも独立した体制での検査を立案し遂行する体制が整備されている。さらに、2023年4月以降はスポーツ振興くじ助成金「国内ドーピング防止機関組織基盤整備事業」が施行され、事業遂行のための安定的な基盤が確保された。

当機構は、2022年3月に改定施行された第3期スポーツ基本計画において推進課題として位置づけられた「検査体制等の整備、国際的なドーピング防止活動、教育研修活動、研究活動」を軸として国内外において事業を遂行している。

2024年4月に中国の競泳選手23名にトリメタジジン（TMZ）陽性問題が発生し、アンチ・ドーピングプログラムに対するアスリートからの信頼が失墜する事態が発生した。当該事件に対して、WADAは独立調査人による調査、課題点改革ワーキンググループによる検討および規程改定コンサルテーションを経て、2027年1月に予定されている世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code: 以下「WADC」という。）および国際基準の改定においては、国内アンチ・ドーピング機関の独立性の確保が、より具体的かつ実効的に求められる状況となっており、アンチ・ドーピングコミュニティ全体において、体制・運用の在り方が重要な検討課題となっている。

2026年に愛知県内を中心に開催される「第20回アジア競技大会」、「第5回アジアパラ競技大会」などの大規模なスポーツ大会を迎える我が国においては、クリーンスポーツ実現のための諸施策の重要性がますます注目されているところである。

上記の環境下、2025年度（以下「本年度」という。）における当機構の事業活動の実施状況は以下のとおりである

I 公益目的事業の実施状況

公益目的事業については、我が国におけるドーピング防止活動を実質的に担う中核的な公益団体として、公正でクリーンなスポーツ環境の確保を目的に、「ドーピング検査」「教育」「調査・研究開発」「国際的な活動」および「付帯活動（各事業に関連する横断的な活動）」の各分野から総合的に推進した。

本年度の事業は、着実かつ遺漏のないドーピング検査の実施、アスリートや指導者を対象とした教育、調査・研究開発の各分野において、各個別事業が相互に補完・連携しながら期首に掲げた方針に沿った施策が概ね切れ目なく遂行され、大きな停滞や未履行を生じることなく推移した。また、国際機関との連携・協力のもと、我が国の取組を国際的なドーピング防止活動枠組みに調和させる人材育成への取り組みなど、公益目的事業全体として安定的かつ確実な推進が図られている。

2025年12月に韓国、釜山において開催された2025 World Conference on Doping in Sportにおいて2027年1月に施行される2027年版WADCおよび国際基準が正式に承認され、これらの新規則の導入対応等、事業環境の変化が見込まれる中、その動向を的確に捉えつつ、持続的かつ国際的に調和したアンチ・ドーピング体制の確立に向け、引き続き取組の充実を図っていく。

1. ドーピング検査

(1) ドーピング検査の実施

WADC および国際基準に準拠した日本アンチ・ドーピング規程（Japan Anti-Doping Code: 以下「JADC」という。）のもと、また、J-Fairness に設置されたアンチ・ドーピング体制審議委員会において策定された国内ドーピング検査事業の基本方針に従って、主要競技大会における「競技会検査」、ならびにトップレベルアスリート、公的助成金受給対象競技者を主な対象とした「競技会外検査」を実施した。

本年度の実績は次のとおり。

① 検査実施数（検体数）

<全体>

	当機構検査管轄	IF等検査管轄	合計
競技会検査	1,884	1,424	3,308
競技会外検査	4,383	881	5,264
合計	6,267	2,305	8,572

※注1：検査実績数については、WADAが提示する「Anti-Doping Testing Figure」と同様に、Sample（検体数）での実績提示としている。

② アンチ・ドーピング規則違反およびその他の違反の発生状況（本年度4件）

競技種目	違反内容（物質）	制裁内容
陸上競技（*）	トレンボロン（S1）	・競技成績の失効 ・資格停止2年間
ホッケー競技（*）	メチルテストステロン（S1）	・競技成績の失効 ・資格停止2年間
水球競技（*）	ツロブテロール（S3）	・競技成績の失効 ・資格停止18ヶ月間
自転車競技	トリメタジジン（S4）	・競技成績の失効 ・資格停止3年間

※注2：上記（*）は2025年度以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反であるが、日本アンチ・ドーピング規律パネルまたはスポーツ仲裁裁判所（CAS）による聴聞の結果、2025年4月1日以降に決定された事案である。

なお、2026年度においても継続中の事案があるときは、その確定について当機構WEBサイトにおいて公開される。（URL：<https://www.playtruejapan.org/code/violation/decision.html>）

（2）ドーピング検査員の養成

検査に関する最新情報、および事例等を盛り込んだ新たな教材を作成し、研修会やEラーニングを活用しDCPに提供した。主な研修は以下の通り。

- ・上半期、下半期でそれぞれの期間に実施した検査において抽出された課題等の事例、および対応策を盛り込んだオンライン研修会を計2回開催し、検査時に起こりやすい事案の防止のための注意喚起を行った。研修会終了後にはEラーニングを介して内容の共有も行った。
- ・直近の検査でリードDCOを担当している者を対象に研修を実施した。この研修は2部に分けて実施をし、第1部は、外部専門家によるハラスメント防止研修をオンラインで実施、第2部は、対象者を2日間にわけて対面での研修を行った。対面研修では、リードDCOとしての知識と経験を共有することを目的とし、外部講師によるチームビルディング研修や、DCOによる世界陸上2025経験共有、そしてDCO同士によるグループディスカッションを行った。知見の共有と意見交換を促進することで、更なるリーダーシップの発揮が期待される。この研修の様子は報告書としてまとめ、今後はDCPコミュニティ全体に共有していく。
- ・2026年1月にはDCPカンファレンスを開催した。本カンファレンスの目的は、DCPとして必要となる最新情報の取得（2027版WADC改訂に伴う検査に関する国際基準の変更ポイント）、また、本年度開催された世界陸上2025及びデフリンピックで得られた経験の共有を行うことで、2026年度に開催される愛知・名古屋アジア、アジアパラ大会に向けたDCPの繋がりを強化させることを狙いとした。

（3）分析機器等の整備

検体分析は国内唯一のWADA認定分析機関であるアンチドーピングラボラトリー（LSIM）が担っており、同機関においては高精度かつ高度な分析が求められている。近年、インターネット等の情報技術の発展に伴い、禁止物質と同等の作用を有する新たな物質の拡散など、ドーピングの手法は多様化・巧妙化している。このような状況に対応するためには、高感度かつ高度な分析機器の継続的な更新および分析技術の向上が不可欠である。当機構は、認定分析機関の分析能力が高水準に維持され、ドーピング検査事業と不可分一体である検体分析が適正に実施される体制を盤石にするため、スポーツ振興くじ助成の公的支援を活用し、同機関で使用する分析機器等の整備事業を実施している。

本年度は、フローサイトメーターの整備をおこなった。

（4）インテリジェンス体制の運用

インテリジェンスに係る当機構内の体制を運用するため、次の活動を実施した。

- ・情報管理、情報連携の強化を目的としたインテリジェンス情報管理システムの運営

- ・インテリジェンス活動を協働実施している JSC との連携
- ・体制強化の一環として、専門家とのコンサルテーション契約の締結
- ・インテリジェンス活動に関係する規定や方針の運用および見直し

2. 教育

(1) 戦略計画推進のための教育推進会議開催

WADC/ISE に準拠した国内における教育体制は、2022 年 3 月に策定された『2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画』（以下「戦略計画」という。）に基づき推進されている。本年度は、戦略計画に参画した団体（JOC、JPC、JSPO、UNIVAS、JSC、高体連、中体連）および有識者と連携し、戦略計画の実効性に関する競技団体向けアンケートの質問内容の検討と、2027 年 WADC/ISE に係る主要論点を共有した。これにより 2027 年に向けて実質的かつ戦略的な議論を行う基盤の整備を行った。

(2) 2026 年ミラノ・コルティナ大会に向けた教育

2023 年度に日本代表選手団を構成するアスリートのアンチ・ドーピングにおける権利が守られる環境の整備を目的に JOC、JPC、当機構の 3 者で策定した「主要国際総合競技大会派遣における教育実施の指針」に基づき、第 25 回オリンピック競技大会（2026/ミラノ・コルティナ）およびミラノ・コルティナ 2026 パラリンピック競技大会（以下、あわせて 2026 年ミラノ・コルティナ大会）に参加するアスリート、サポートスタッフを対象として以下の教育を実施・支援を行った。

- ・大会に特化したアンチ・ドーピングに関する情報提供（ウェビナー等）
- ・WADA が公開したデジタルプラットフォーム（Anti-Doping Education and Learning platform: ADEL）の 2026 年ミラノ・コルティナ大会に向けたコースの受講支援
- ・居場所情報を提出に関する注意喚起、情報提供（ウェビナー）

(3) 加盟団体による教育年間計画推進の支援

WADC/ISE、および戦略計画に基づいて、加盟団体がアンチ・ドーピング教育活動を自ら推進できるよう各団体の教育担当者を対象に活動を行った。

- ・国内外の最新情報、事例を共有するための教育会議の開催
- ・各団体の教育年間計画の策定、推進支援
- ・教育実効性向上の環境整備のための教育年間計画データベースの運用

(4) スポーツの価値およびアンチ・ドーピング研修会の実施

戦略計画に基づき、アスリートやサポートスタッフを教育ターゲットに位置づけ、WADC/ISE に即した教育目標を設定し、以下の研修会を実施した。

対象	回数等	備考
加盟団体が教育責務を有するアスリート、サポートスタッフ	12 回	当機構から講師を派遣。 参加者 512 名。
	2 回	国内レベル以上のアスリートとサポートスタッフが自由に参加できる競技横断型での

		オープンセミナーを開催。
統括団体（JOC、JPC、JSPO）	4回	競技大会派遣前における教育実施として録画ウェビナー研修等を提供。
加盟団体の教育担当者およびアンチ・ドーピング関係者	3回	教育会議の開催（2回） 2026年禁止表国際基準改訂ポイントに関するウェビナー研修開催。
RTP アスリート、サポートスタッフ	オンデマンド 配信	RTP 新規登録者への教育実施 100%。 18歳未満のアスリートの登録時は、保護者同席のもと個別の面談を実施。

（5）競技大会における教育の実施

当機構加盟団体が競技大会における教育の一環としてアウトリーチ活動を実施するため、アウトリーチキットの貸出および教材データの提供を 81 件実施、延べ 5,929 人への啓発・情報提供の活動支援を行った。

（6）クリーンスポーツ Educator 制度の運用

国内における対面教育を実施する承認 Educator の専門性および教育実践力の育成を目的として、対面教育の実践モニタリングおよびスキルアップ研修を行った。13 回の実践モニタリングとあわせて個別のフィードバック面談を行うことによって、次回の実践に向けた目標を Educator と確認することができた。スキルアップ研修はオンラインで 4 回実施し、のべ 161 名が参加した。承認 Educator 間の情報交換や、専門家からのアドバイスの機会とすることができた。

これまで当機構で実施した対面教育の知見を基に、学習者の属性や教育目標に応じた 10 種類の教育設計シートおよびスライド資料を作成し、Educator がいつでも参照・活用できるよう、専用サイト上でダウンロード可能な形式で公開した。

（7）教材の拡充

国内における対象の精査およびニーズを基に、以下の教材の拡充を実施した。

制作物	対象	備考
スタートアップガイド	ユース～国内レベル アスリート、サポート スタッフ	アウトリーチブースや研修会で活用できる情報提供リーフレット
サポートスタッフ向けリーフレット	国内～国際レベルアスリートの指導者	アスリートの意識・行動変容を働きかけるための情報提供リーフレット
RTP アスリート用情報提供	RTP アスリート、サポートスタッフ	ロールモデルアスリートによる経験を基に居場所情報提出・更新のポイントを紹介する動画。
医薬品の不適切使用防止に関する SNS 用ショート動画	アスリート。サポートスタッフ、一般	医薬品の適正使用に関するメッセージの発信と競技現場以外も含めたスポーツ環境全体に対する注意喚起を発信。
WEB クイズ	ユース～国内レベルアスリート、サポート	のべ 70,235 名（120 競技）が受講し、アンチ・ドーピングのルールの振り返りや

	スタッフ	知識の確認に活用された。
Eラーニング	国内レベルアスリート、サポートスタッフ	本年度版アスリート向けコース開設。 2024年2月末時点で60団体5,797名が受講。
クリーンスポーツ アスリートサイト更新	一般～国際レベルアスリート、サポートスタッフ	WADC/ISE で要請されているトピックス、およびスポーツの価値について広く発信。
2027年世界規程と国際基準に関する特設サイト	一般～国際レベルアスリート、サポートスタッフ	2027年1月1日に一部変更となる世界規程とおよび国際基準について変更点に関する情報を提供。

(8) 使用可能薬判定システム (Global DRO) の利用促進

当機構は、米国、英国、カナダ、オーストラリア、スイス、ニュージーランドの各国のアンチ・ドーピング機関が定期的に情報共有を行い、利便性を高めるための対応を継続的に実施している使用可能薬判定システム「Global DRO」(Global Drug Reference Online：物質が禁止物質／方法に該当するか否かを検索できるオンラインシステム) に参画している。本年度は364,769件の検索がされ、検索結果データを保管できる当該システムは、アスリートの厳格責任を果たすためのツールとして大きな役割を担っている。また、2026年1月の禁止表国際基準の改定にあわせ国内のアスリート自身が適切な意思決定ができるようにするとともに、サポートスタッフがアスリートに対して正しい情報を提供することを可能とする支援体制の整備・構築を継続している。

(9) 医療従事者に対する情報提供

一般の医療従事者が最新のアンチ・ドーピング規則を正しく理解し、アスリートを適切にサポートできるための情報提供を行っている。本年度は、以下の制作物により情報提供を行った。

- ・2026年禁止表国際基準の変更点等の解説動画や、医療従事者が関わる最新の手続きに関する情報を専用WEBサイトへの掲載
- ・加盟団体の医療従事者等を対象とした国際基準の変更点解説のウェビナー
- ・日本臨床スポーツ医学会学術集会での登壇を通じたアンチ・ドーピングに関する情報提供
- ・2026年禁止表国際基準の変更点およびTUEの手続きの注意点をまとめた『アンチ・ドーピングと医療 2026年版』(電子データ)の制作
- ・国内学術大会等における情報提供

3. 調査・研究開発

(1) ドーピング検査技術研究開発

スポーツ庁委託事業により、我が国の最先端研究開発技術と知見を活用した研究を推進することを目的に、研究委託先を公募し、研究を実施した。本年度は、新たに複数年企画8件を採択し、内1件はWADA認定分析機関であるLSIMとの共同研究を採択した。本事業推進にあたっては、研究提案、研究計画の評価および確認を行うため、独立した組織として「事業推進・評価委員会」を設置し、同委員会での審議、決定後に、健康・医科学委員会(当機構専門委員会)

において採択案件を決定した。事業遂行にあたっては中間報告会と最終成果報告会をオンライン形式で開催し、研究内容の評価を実施した。また本年度より、早期解決が必要な研究課題をLSIMと共同研究するプログラムも開始した。本年度は、国内のアンチ・ドーピング科学研究の向上を目的に、WADA 医・科学責任者を招聘し、アンチ・ドーピング科学研究ワークショップ(2025年12月)を開催し、国内の研究成果の発信と研究者間の協働機会を設けた等、本ワークショップを通じ国内の成果に対してはいずれの研究に対しても高い評価を得た。さらに、今後の国内アンチ・ドーピング科学研究の推進を目的として、国内の医科学・スポーツ科学関係者及び関連組織を対象に、アメリカ、フランスおよびスイスの有識者を招聘し、アンチ・ドーピング科学研究ワークショップ2026(2026年1月)を開催した。

【本年度に実施した領域】

- ・骨格筋への作用を有する物質の検出及び薬物動態に関する研究
- ・全身持久力への作用を有する物質の検出及び薬物動態に関する新たな研究
- ・遺伝子・細胞ドーピングとこれに関連したバイオマーカー等の検出に関する研究
- ・禁止物質あるいは禁止物質の使用の新たな検出方法の開発に関する研究
- ・In vitro でのヒト代謝系を利用した禁止物質の代謝に関する研究

(2) ドーピング検査手法の実効性確保

巧妙化するドーピング手法に持続的に対抗するため、より高度な検体分析法を開発するとともに、新たな禁止物質・方法検出のための最先端の分析を行うことを目的に、分析技術の実効性確保に関する整備を行った。なお、以下の事業はJSCのスポーツ振興くじ助成を受け、LSIMへの委託により実施した。

【本年度に実施した事業】

- ・CRISPR activation システムの検出方法の確立
- ・同種血輸血ドーピング検査における分析ターゲットの拡充による検出精度向上
- ・質量分析法による既存検査のスループットと精度向上
- ・赤血球成熟促進薬の検出系確立
- ・ステロイド分析におけるテストステロンドーピングの検出精度向上
- ・日本人競技者における血液ドーピングとテストステロンドーピングの実態に係るデータ蓄積の継続による効果的な検査立案体制の確立

4. 国際的な活動

(1) PLAY TRUE 2020 SFT レガシー継続、スポーツの価値の展開

当機構は、東京2020大会フェーズと同様にSFTコンソーシアム運営委員会の委員として今後のSFT全体の方針等を検討する運営委員会に参画した。

(2) 教育パッケージの世界的な展開

「リアルチャンピオン教育パッケージ」WEBサイト(英語)を運営した。また、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会と連携のもと、選手団長会議においてブースを設置し、

38か国へ大会派遣前の教育実施の重要性と、その際の教育パッケージ活用の提案を行った。

(3) アジア・オセアニア地域に対するアンチ・ドーピング体制・活動支援

アンチ・ドーピング体制・活動環境の整備が必要である国や NADO および RADO を対象として、専門的な知識や経験を有する人材の育成のため、アジア・オセアニア地域諸国等への支援対応を継続して実施した。また、中国 NADO の国際会議において、アンチ・ドーピングに係る人材育成やアスリートとの連携について情報共有を行った。さらに、WADA NADO Expert Advisory Group のアジア代表メンバーとして、アジア各国の現状とニーズに関するアンケート調査を実施し、その結果を今後のアジア地域に対する支援の参考とするため、WADA 等関係機関と共有した。

① SEARADO への支援

継続的に SEARADO 事務局とのミーティングを実施し、SEARADO 加盟国の NADO の体制構築、教育プログラムや検査関連において次の支援を行った。

- ・ SEA RADO 加盟国 NADO（インドネシア、マレーシア等）に対する支援を継続し、個別事案への対応やフォローを含め、適宜必要な支援を提供した。
- ・ SEA RADO 主催の講習会及び Webinar において講師を務めた。
- ・ SEA RADO 理事会において、これまでの 10 年以上にわたる当機構からの支援および連携について紹介する機会が提供されるとともに、当該支援・連携に対して感謝状が授与された。

② RADOCA 地域への包括的支援：

アンチ・ドーピング体制及び教育推進体制に関するオンライン会議を実施するとともに、国際セミナー直後に個別事案に関するフォローアップ・ミーティングを実施した。

- ・ RADOCA 加盟国 NADO からの個別事案対応依頼に対し、適宜必要な支援を提供した。
- ・ デフリンピック 2025 東京において、アジア 4 カ国（インドネシア、イラク、トルクメニスタン、ブルネイ）からドーピング検査員を招聘しドーピング検査の経験機会を提供した。
- ・ ウズベキスタン NADO と、2026 年 1 月から 3 年間の連携に関する MoU を締結した。

③ 世界陸上に関連して実施した活動

世界陸上の日本開催の機会を活かし、アジア地域から教育関連スタッフ 4 名（カザフスタン 1 名、タジキスタン 1 名、サウジアラビア 2 名）を招聘するとともに、ドーピング検査員として 4 名（トルクメニスタン 1 名、イラン 1 名、ブルネイ 1 名、インドネシア 1 名）を招聘し、国際大会における実務経験の機会を提供した。また、国際陸上競技連盟及び大会組織委員会と協働し、東京で開催された「2025 年世界陸上」期間中に教育ブースの運営を行った。当該ブースでは、世界の陸上関係者、アスリート及びサポートスタッフに対し、スポーツの価値に関するメッセージ発信と、アンチ・ドーピングを含むスポーツのインテグリティ向上を目的としたプログラムを展開し、約 200 か国から 2,000 人以上のアスリート及びサポートスタッフが参加した。さらに、人材育成の観点から、サウジアラビア、カザフスタン、タジキスタンから教育担当者計 5 名を招聘し、教育に関する国際基準に基づく「競技大会における教育」の目的や事前準備の共有、運営方法について、ブース運営を通じた実践的な研修を実施した。

(4) 国際機関の委員会活動等への貢献

以下の国際機関において当機構の役職員が委員等として就任、参画し、国際的なアンチ・ドーピング活動の推進に貢献している。

国際機関	委員会等名称
WADA	Health, Medical & Research Committee
	International Standard for Testing Update Drafting Group
	Strategic Testing Expert Advisory Group
	NADO Expert Advisory Group
	Trainer for Global Learning and Development Framework
IWGA	Anti-Doping Committee

(5) その他の国際貢献活動に係る連携等

- ・ SFT の横断的連携として、つくば国際スポーツアカデミー (TIAS 2.0) 等にて、国内外の大学院生らにアンチ・ドーピング、スポーツの価値について授業を実施した。TIAS 2.0 の大学院生も国際セミナーに参加し、グローバルスポーツの会議に触れる機会を創出した。
- ・ WADC の署名当事者に対する規程遵守モニタリングに対し、国際相撲連盟の支援を実施。
- ・ ITA と当機構が主催する International DCO Training にアジア各国で参加を希望するドーピング検査員に参加機会を提供した。
- ・ アジア各国からの個別事案対応依頼に対し、必要な支援を提供した。
- ・ WADA が主催する人材育成プログラム (Global Learning & Development Framework:GLDF) の一環としてアジア・オセアニア地域の教育に関する実務者を集めた対面でのトレーニングのホストを担当した。

5. 付帯活動 (各事業に関連する横断的な活動)

(1) 2027 年規程改定にかかる国内コンサルテーション

WADA は、2027 年版 WADC および国際基準の改定ドラフトを公開し、世界のアンチ・ドーピング関係者に対してコンサルテーション (意見の収集) を呼びかけた。これを受け、当機構では特設 Web ページを設置し、国内から広く意見を収集するとともに、2024 年度以降、国内競技団体関係者やアスリート等を対象とした説明会及び録画配信を実施した。その結果を踏まえ、2025 年 6 月に国内意見を取りまとめ、WADA へ提出した。また、2025 年 12 月には、2027 年版 WADC が WADA により承認された旨をコーポレートサイトにおいて情報提供した。さらに、2026 年 3 月には、同サイト上に当該規程及び国際基準の本文を掲載するページを開設するとともに、クリーンスポーツ・アスリートサイトに競技者及びサポートスタッフ向けの特設ページを開設した。

(2) 第 36 回日本臨床スポーツ医学会学術集会

当機構は日本臨床スポーツ医学会との覚書に基づき、最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供のため、本学術集会において共同企画シンポジウムを開催し、機器展示においてアンチ・ドーピング情報提供ブースの出展を行った。

(3) アンチ・ドーピングカンファレンスの開催

国内のアンチ・ドーピング体制をより一層強化することを目指し、J-Fairness との共同主催による「アンチ・ドーピングカンファレンス」を開催し、会場とライブ配信に、各加盟団体の意思決定に関わる方々を中心に、184 名が出席した。スポーツ庁、JSC、JSPO、JOC、JPSA に参加いただき、国内アンチ・ドーピング体制の強化、関係組織間の更なる連携の重要性が強調され、体制整備の状況、2026 年度の基本方針等の説明を行った。

(4) アンチ・ドーピングムーブメントのロゴ・スローガン "FAIR PRIDE" の活用強化

当機構では、加盟各団体の取り組みを SNS 等で積極的に発信・共有することにより、アンチ・ドーピングムーブメントのロゴ・スローガンである "FAIR PRIDE" のロゴの認知度向上を図るとともに、アンチ・ドーピングに対する社会的関心の喚起及び国民全体の理解促進に取り組んでいる。本年度も加盟団体等と連携し、アウトリーチ活用を強化した。J2 徳島ヴォルティスの公式ユニフォームや、全国高等学校野球選手権大会のインタビューバックボードに継続的に使用されるほか、全日本スキー選手権大会ジャンプ競技のビブスに使用された。また、日本モータースポーツ協会の職員、外部協力者の名刺をはじめ、各競技団体の情報誌や競技大会ポスター等の印刷媒体に活用された。

(5) WADA キャンペーン「Play True Day 2025」における加盟団体との連携取り組み

WADA がステークホルダーと連携し、クリーンでフェアなスポーツへの支持を発信する年次キャンペーン「Play True Day」が、本年も SNS を活用して実施された。当機構は、引き続き国内競技連盟と連携し、キャンペーンメッセージ「#it starts with you」を発信した。17 の競技団体・チームから提供を受けた写真と動画に同メッセージを添え、当機構 SNS に計 25 件を投稿した。アンチ・ドーピングに関わる競技関係者に加え、スポーツに関心を寄せる一般の方々に至るまで、競技の枠を超えた幅広い層に向けた情報発信を実施した。

(6) 専門委員会の活動

①アスリート委員会

アスリートの視点から、当機構の各活動への助言や提言をする委員会であり、本年度は「開発と平和のためのスポーツ国際デー」への協力、DCP 新制度説明会でのパネルディスカッションに参加した。

②健康・医科学委員会

アンチ・ドーピング活動の医科学領域を推進するため、禁止表国際基準をはじめ、ドーピング検査技術やアンチ・ドーピング医科学研究に係る事項を審議する委員会であり、スポーツ庁委託事業の研究事業採択の決定機関として、本年度は 8 回の委員会開催とドーピング検査技術研究開発事業の中間報告会(2 日間)、成果報告会(2 日間)とアンチ・ドーピング科学研究ワークショップ(2 回)にも参加した。

③社会科学委員会

アンチ・ドーピング活動を推進するための教育活動や社会科学に関する事項を審議する委員会であり、本年度は、アジアにおける社会科学系の研究を促進するためにマレーシアで開

催された会議に当委員会委員が参加し、現状の把握および日本における研究の促進を検討するための情報を収集した。

④TUE 委員会

TUE に関する国際基準に則り、TUE 付与手続に係る事項を審議した。臨床医学、スポーツ医学や障がいのあるアスリートの治療の専門家により、アスリートからの TUE 申請を審査し付与あるいは却下を判定した。また、医薬品の使用に係る問い合わせへの対応も行った。本年度は、前期に TUE 委員会を開催し、国内の審査及び 2027 年治療使用特例に関する国際基準に向けて情報共有を行った。

II 収益事業の実施状況

公認スポーツファーマシストの養成

スポーツにおけるアンチ・ドーピング及びスポーツ薬理学、スポーツ医学、スポーツ科学に関する知識を有する薬剤師の養成を図るための公認スポーツファーマシスト認定プログラムを J-Fairness から事務局運営委託を受託し共同運営した。本年度は、カリキュラム委員会及びスポーツファーマシスト認定委員会に参画し、アンチ・ドーピング領域のカリキュラムを中心に、基礎講習と実務講習、および認定試験を通じカリキュラム製作支援とスポーツファーマシスト認定を行った。2026 年 4 月 1 日時点で認定者数は 13,384 名となった。(前年同日比 270 名増) また、認定事業に加え、青森県を対象に「国民スポーツ大会に向けたスポーツファーマシスト研修会」を開催した(2025 年 10 月)。引き続き当機構は本制度とスポーツファーマシスト養成に尽力していく。

III 法人の管理・運営

序文

公益法人の運営体制の充実をはかるための取組について
(基本姿勢・自律的ガバナンスの考え方)

当機構は、公益法人として社会から託された役割と責任を自覚し、法令および定款を遵守するとともに、健全かつ透明性の高い法人運営を行うことを基本姿勢としている。理事会、評議員会および監事による統治体制を基軸に、適正な業務執行、内部統制の整備および情報公開を通じて、関係するステークホルダーからの信頼に応えることを重視している。

さらに、改正公益法人法の趣旨を踏まえ、外部理事および外部監事の知見と独立した視点を活用することにより、意思決定および監督機能の実効性を一層高め、ガバナンス体制の強化に努めている。また、法制度や社会環境の変化を踏まえ、運営体制のあり方について継続的な点検と見直しを行い、公益目的事業の安定的かつ持続的な実現に向けて、自律的ガバナンスの充実を図っている。

1. 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

当機構は、公益目的事業を適正かつ持続的に実施するため、理事会および評議員会を中心とした組織運営のもと、法人自らが主体的に課題を認識し、改善に取り組む自律的ガバナンスの充実を基本方針としている。本章では、当該方針のもと、法人運営を支える人的基盤、業務基盤および会計基盤の整備状況について報告する。

(1) 機関運営および意思決定の状況

理事会においては、事業計画、予算および重要事項について審議ならびに決議を行い、業務執行状況に関する報告を通じて、法人運営全般の監督を行っている。評議員会においては、理事の選任・解任その他法令および定款に定める事項について審議を行い、法人運営に対する牽制機能を果たしている。また、監事による監査を通じ、理事の職務執行および会計の適正性について確認を受けている。

(2) 基盤整備および環境変化への対応

当機構では、事業を取り巻く環境の変化に的確機敏に対応し、公益目的事業を継続的かつ安定的に遂行していくため、中長期的な視点から法人運営を支える人的基盤および業務基盤の整備を重要な課題として位置付けている。本年度の主な実施状況は次のとおりである。

①人材の育成および組織基盤の整備

2024年度に整理した「望ましい組織像」および「望ましい人材像」を踏まえ、本年度は、職員に期待される役割や行動について共通理解の形成を図る取組を進めた。また、職能給型の給与制度の運用を開始し、職能資格等級ごとに求められる「姿勢・行動・能力」を人材育成および評価の基礎として位置づけた。これにあわせ、職員の能力開発を目的とした研修を体系的に実施し、中長期的な人材育成に向けた基盤整備を進めた。

②業務効率化および業務環境の整備

職員がその能力を十分に発揮できる業務環境を整える観点から、手作業に依存した事務処理のあり方について見直しを実施し、IT技術を活用した業務効率化・電子化に向けた検討を進めている。本年度においては、業務全体を見渡したうえで、事務処理の電子化を進めるための戦略的な設計に注力し、年度末までにその大枠を整理した。これにより、今後の業務改善に向けた方向性が明確になりつつある。次年度以降においては、当該設計に基づくシステム開発や、一部業務の先行的な電子化を通じて業務のあり方そのものを見直していくことを計画しており、職員がより付加価値の高い業務に注力できる業務環境の整備につながるものと認識している。

③情報公開を通じた透明性の確保

当機構では、一般法人法および公益認定法等の法令に基づき、事業計画書、計算書類、役員等名簿その他所定の書類について、所定の手続きを経て行政庁に提出するとともに、主たる事務所に備え置き、閲覧請求に対応する体制を整えている。また、これらの法令上求められる情報に加え、事業内容や法人運営に関する情報を、公式ウェブサイト等を通じて適切に公開する

ことにより、利害関係者をはじめ広く一般に対する透明性の確保に努めている。

④国外取引等に係るリスクへの配慮

当機構の事業内容および取引形態に照らすと、テロ資金供与等に係るリスクは比較的低いものと認識している。その上で、国外を含む取引においては、取引先の性質や取引目的を踏まえ、信頼性が確認された団体との直接取引に限定するとともに、支払先の管理を行っている。また、原則として国外の個人に対する送金を行わない運用としており、これらの取組を通じて、通常の業務運営の範囲におけるリスク軽減に配慮している。

⑤その他の個別取り組み事項

本年度は法人の体制（組織機動力、セキュリティ、ガバナンス）、ならびに事業推進体制の強化を図るため、次の事項をはじめとする諸施策を行った。

（体制整備に係る取組）

日常的・反復的な事業活動とは異なる、法人として中長期的に重要となる諸活動を「コーポレートアクティビティ」と位置づけ、これらの活動を分散的ではなく経営的な視点から一体的に検討・推進するため、経営企画室に「コーポレートアクティビティ推進グループ」を新設し、加盟団体や関係協力団体等の外部ステークホルダーとの関係構築・連携を通じて法人全体の活動環境を整える取り組みを開始した。

（法令対応・規程等の運用改善に係る取組）

2025年に段階的に施行された育児・介護休業法の改正に対応し、関係規程の見直しおよび運用の整備を行った。あわせて、柔軟な働き方を実現するための措置については、育児期に限らず介護を行う職員にも適用することとし、制度の適正な運用を図っている。また、収益事業の運営形態の変更により、本年度から新たに法人税の申告およびこれに関連する法令対応が必要となったことを受け、電子帳簿保存法への対応を含む会計処理体制の整備を進めた。当該対応に係る外部システムの導入は年度内に完了しており、2026年度期中の円滑な運用開始に向け、移行準備を進めている。

（外部コミュニケーションに係る取組）

2024年4月に施行された改正障害者差別解消法に定める合理的配慮を提供するため、JISX8341-3:2016に基づき、公式ウェブサイト、医療従事者向けサイト、クリーンスポーツ・アスリートサイト、ドーピング検査技術研究開発事業サイトを対象とし、達成レベルAAに準拠するためのアクセシビリティ整備を実施した。あわせて、整備後に実施したアクセシビリティ診断結果および準拠レベルを各WEBサイト上で公開した。

（内部コミュニケーション・人材育成に係る取組）

職員による主体的な学びや対話の機会を創出するため、本年度より、職員の有志参加による取組として「新しい学びのプラットフォーム」を開始した。スポーツを切り口に、その歴史や

社会との関わり、関係する組織や構造などを幅広く取り上げ、情報共有や意見交換を行う場としており、職員の視野拡大や組織内の相互理解の促進につながるものと認識している。

（品質・情報セキュリティ管理）

個人情報をはじめとする情報の適切な安全管理体制に係る情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に係る国際規格（ISO/IEC 27001:2022 & JIS Q 27001:2023）の認証を維持しており、2022 年規格への移行審査にも適合していることが認証機関の審査により認められた。また、ドーピング検査体制のシステムマネジメント認証（ISO 9001:2015 & JIS Q9001:2015）の認証の維持が、認証機関の審査により認められた。

2. 会計基盤の整備（会計基準改正への対応）

（1）新たな財務規律への適合

公益法人法改正に伴い公表された新たな公益法人会計基準については、法人運営の透明性および財務情報の比較可能性の向上という趣旨を踏まえ、計画的に対応を進めていくことが重要であると認識している。新会計基準の適用に当たっては、経過措置として設けられている一定期間を活用し、業務運営への影響にも配慮しつつ、円滑な移行を図ることとしている。

なお、当面は現行の会計基準による運用を継続しながら段階的な準備を進める方針とし、移行に向けた主な取組は、概ね次の段階を想定している。

- ・新会計基準に関する情報収集および内容理解の深化
- ・財務諸表の継続性・比較可能性を踏まえたデータ整理および費目区分の見直し
- ・必要に応じたシステム対応の検討および関係者への周知・教育

今後は、これらの準備状況を踏まえつつ適切な時期に新会計基準へ移行できるよう対応を進め、適正かつ分かりやすい財務情報の開示に努めていく。

（2）事業環境の変化への適合

当機構では、次期事業年度（2026 年度）より、国の補助金を受給して事業を実施することが見込まれたことを踏まえ、年度内において、当該枠組み変更に対応するための管理運営体制の整備を進めた。具体的には、補助金適正化法および会計検査院法の適用を受けることを前提として、契約事務に係る取扱いの見直しを行うとともに、国家公務員等の旅費の取扱いに準拠した内部規程の改定等を実施し、補助金受給の始時点から適正な執行管理が実施できる体制を整備した。

なお、これらの取組は、次期以降の事業運営に影響する枠組み変更への対応として実施したものであり、当該事業の概要については後述する。

3. 今後の課題と展望

当機構では、以上の取り組みを通じて自律的ガバナンスを支える基盤整備を進めてきた。一方で、各施策はいずれも途上にあるものであり、その実効性については継続的な検証と改善が必要

であると認識している。今後は、理事会および職員間での認識共有を図りながら、人的・業務・会計の各基盤が相互に機能する法人運営体制の構築に向け、段階的に取り組んでいく。

4. 事業報告に記載することが予定された事項

(※事業年度末時点では未実現であるが、当該年度中に方針決定され、次期以降の事業運営に影響する事項)

当機構が長年にわたり実施してきた「ドーピング防止に係る教育啓発事業」および「ドーピング検査技術研究開発事業」については、次期事業年度より、国からの委託事業ではなく、補助金を受給して実施する事業へと、枠組みが移行することが予定されている。当該枠組み変更は、事業内容の性質や推進方法に段階的な影響を及ぼすものであるとともに、法人として新たに補助金受給事業者としての責務を直接負うこととなる点において、法人運営上の重要な転換点となるものである。なお、本件については当該事業年度中に所管行政庁との調整および内部の意思決定を経ており、事業報告の公表時点においては、次期事業年度の開始とともに事業が推進されていることが見込まれる。

IV 法人の概要

1. 定款に定める目的および事業内容

当機構は、スポーツの価値の保全及び向上のため、アンチ・ドーピング活動を推進し、全ての競技者が公正・公平な条件のもとに競技に取り組むことができる環境を整え、もってスポーツの振興及び健全な発展を図ることを目的とする。

名称：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

英文表記：Japan Anti-Doping Agency（略称 JADA）

- (1) アンチ・ドーピングに係る基本計画を策定すること。
- (2) アンチ・ドーピングに係る検査を実施すること。
- (3) アンチ・ドーピングに係る教育及び啓発を行うこと。
- (4) アンチ・ドーピングに係る調査及び研究をすること。
- (5) アンチ・ドーピングに係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (6) アンチ・ドーピングに関する検査の指導及び支援を行うこと。
- (7) アンチ・ドーピングに係る諸事業の推進体制を整備すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 主たる事務所の所在地（定款第2条関係）

東京都文京区小石川1-12-14 日本生命小石川ビル4階

3. 役員等の状況（期末現在）

理事 9 名（男性 6 名、女性 3 名）

監事 2 名（男性 1 名、女性 0 名）

評議員 30 名（男性 20 名、女性 10 名）

なお、役員および評議員の氏名ならびに最新の就退任状況については、公式ウェブサイトにおいて公表している。

4. 職員の状況（期末現在）

職員数 43 名（男性 13 名、女性 30 名）

5. 加盟団体に関する事項（定款第 49 条関係）

加盟団体数 120 団体（期末現在）

加盟団体の最新の状況については、公式ウェブサイトにおいて公表している。

なお、本年度の新規加盟団体は以下のとおり。

- ・一般社団法人日本パラバレーボール協会
- ・一般社団法人日本車いすカーリング協会
- ・一般社団法人日本テックボール協会

2025年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。

2026年3月31日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構